

消費者信頼構築、トラブル防止を実践

健康関連取引適正事業団

赤堀 真一 理事長



謹んで新年のお慶びを申し上げます。新年を迎えるにあたり、健康関連取引適正事業団(以下、健取団)の非営利事業活動歴も事業継承歴40年を迎えることとなり、偏に関係各位のご支援と協力

の賜物と重ねてお礼申し上げます。さて、コロナ禍4年目を迎えた今、昨年はロシアによるウクライナ侵攻、歴史的な円安などの影響で業種業態を問わず、はるかに予想を超えた物価高騰の波が余儀なく訪れ、新年においても経済的なダメージを残す幕開けとなり、日本国内においても経済活動が厳しい年を迎えております。

しかしながら、コロナ禍による日本の経済活動の制限も概ね解消されつつあり、歴史的な円安も好転し、1ドル120円台が定着して円高ドル安が進む可能性が出てくると思われ、中国のゼロコロナ政策とウクライナ侵攻の課題が解消されればプラス材料になると思われれます。我業界では消費者との信頼関係を構築し、消費者トラブルの未然

防止を如何に取り組む、如何に実践行動に移すかが重要であり、法令順守以前の問題として、倫理、道徳精神が営業に生かされなくては、訪販事業者の未来は皆無と思われま

す。健取団と致しましては、健康関連業界団体として、最も早く確立させた自主行動基準及び、会員各位においては日頃の指導・通達又は情報提供等に基づき、業界全体を先導しながら、お役に立てればと強く熱望しております。また、机上論ではない適正で実践的な事業活動を行って頂けるよ

う、会員各位のみの事業者団体とならない様に最大限努力し、業界の健全化のため、健取団の非営利活動がこれまで以上に、関係機関、関係各位に支持、応援されるよう、業界の発展に寄与させて頂きたいと熱望しております。

関係各位並びに、関係機関各位におかれましては、本年もより一層のご支援と協力を賜ります様、お願い申し上げますと共に、関係各位のご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

特商法の政省令、速やかな周知に尽力

消費者庁取引対策課

奥山 剛 課長

令和5年年度に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。高齢化の進展、「新たな日常」における社会経済情勢の変化等により、消費者の脆弱性に付け込む、巧妙な悪質商法による被害が増加している状況を踏まえ、令和3年6月、「消費者被害の防止及

びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)を令和3年7月から開催し、6回の検討会会合と7回のワーキングチーム会合(計19団体からのヒアリング)が行われ、昨年10月に検討会の報告書を公表しました。その後、同報告書の内

引法等の契約書面等の電子化に関する検討会(以下「検討会」といいます。)を令和3年7月から開催し、6回の検討会会合と7回のワーキングチーム会合(計19団体からのヒアリング)が行われ、昨年10月に検討会の報告書を公表しました。その後、同報告書の内

容も踏まえて政令・省令の改正案を策定し、パブリック・コメント手続を行いました。現在、関係各方面から寄せられた意見も踏まえつつ、政令、省令等の制度設計を丁寧かつ慎重に行っているところです。また併せて、消費者から電話をかけた場合も電話勧誘販売となる電話をかけさせる方法として、広告を新聞等に掲載したりテレビ放送やウェブページ等を利用する方法を追加する内容も、政令・省令

の改正案に盛り込んでいます。政令・省令等の改正は本年6月までに施行

健康増進機

一般社団法人 日本ホー



新年明けましておめでとうございます。当協会は、ホームヘルス機器業界の社会における地位と信頼性の強化・確立を目指して